

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体では、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て支援や医療・介護などの社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化の推進など、より新しくかつ極めて多岐にわたる役割が求められている。また、新型コロナウイルス感染症や近年多発している大規模災害への対応も迫られており、極めて多忙な職場の実態がある。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

以上のことから、国においては、2023 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記の項目について取り組むことを強く要望する。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組やデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子育て支援や児童虐待防止、介護や地域医療の確保、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保やその他の対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。さらに、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については 2022 年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、その拡充を含めて検討すること。

6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材や財源を含めた対応を行うこと。
8. 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 27 日

日 田 市 議 会